

「空の産業革命」実現に向けたテストサイト間の協力に関する協定書

国立研究開発法人情報通信研究機構ワイヤレスネットワーク総合研究センター（以下「甲」という。）、大分県産業科学技術センター（以下「乙」という。）及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、試験研究機関（テストサイト）として保有する知見やノウハウをもとに、無人航空機や空飛ぶクルマなど（以下「ドローン等」という。）の安全な運用に必要な規格・試験方法等について連携して取り組むとともに、甲が保有する電波関連試験設備、乙が保有する先端技術イノベーションラボ、丙が管理する福島ロボットテストフィールドを有効活用してドローン等の社会実装に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- （1）ドローン等の安全かつ効果的な運用に関すること。
- （2）ドローン等の規格・試験方法等に関すること。
- （3）ドローン等のテストサイト活用促進に関すること。
- （4）テストサイトの施設及び機能の強化に向けた調査・研究に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げる事項を効果的かつ効率的に実施するため、甲、乙及び丙は定期的に連絡会を開催するものとする。

3 第1項に掲げる事項について細部事項を定める必要がある場合は、甲、乙及び丙の間で別途協議するものとする。

（費用）

第3条 本協定は、甲、乙及び丙に財務的義務を生じさせるものではない。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に際して取得した情報、資料等を第1条に掲げる目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲、乙及び丙協議の上、合意した場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも改廃の申入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、更新は協定締結の日から最大5年間を上限とする。

（協定の変更）

第6条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更の申出があった場合は、甲、乙及び丙協議の上、協定内容を変更することができる。

（協定の解除）

第7条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定の解除の申出があった場合は、甲、乙及び丙協議の上、協定を解除することができる。

2 前項に規定する申出は、解除予定日の1月前までに、書面により甲、乙及び丙（解除を申出た者を除く。）に対して通知しなければならない。

3 第1項の規定により協定が解除された後も、第4条の規定は引き続き効力を有するものとする。

（確認事項）

第8条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、第2条に掲げる連携事項について、本協定の相手方以外の者と別に連携することを妨げるものではないことを確認する。

（協議事項）

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の運用に関して疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月27日

甲 神奈川県横須賀市光の丘3番4号

国立研究開発法人情報通信研究機構

ワイヤレスネットワーク総合研究センター

総合研究センター長 寶迫 巖



乙 大分県大分市高江西1丁目4361番10号

大分県産業科学技術センター

センター長 小谷 公人



丙 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島ロボットテストフィールド

所長 鈴木 真二

